

福岡県公報

平成21年6月26日
第2983号

目次

告示(第1067号 - 第1078号)

基本測量の実施	(県土整備総務課)	1
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	1
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	1
生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	3
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	3
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)	6
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	6
個人情報保護窓口設置規程及び情報公開窓口設置規程の一部を改正する告示	(警察本部総務課)	7

告示

福岡県告示第1067号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成21年6月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 測量の種類
基本測量(基盤地図情報整備業務)
- 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
飯塚市、筑後市、中間市、前原市、福津市、宮若市、須恵町、芦屋町、遠賀町	平成21年7月28日から 平成22年3月26日まで

福岡県告示第1068号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年6月26日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
上穂波東土地改良区 筑後川土地改良区	平成21年6月16日

福岡県告示第1069号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成21年6月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生334	高野眼科	糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木 192 - 1	21・6・1
粕生333	医療法人 とくなが子供 クリニック	糟屋郡志免町大字南里29番4	21・5・1
福津生41	水光会 健康増進クリ ニック	福津市上西郷488番地の1	21・6・1
像生131	御厨耳鼻咽喉科医院	宗像市田久1090 - 83	21・5・7
宰生82	医療法人 耳鼻咽喉科た か野クリニック	太宰府市大佐野3丁目1 - 60	21・5・1
大野生119	喜多村クリニック	大野城市錦町4丁目3番8号	21・4・1
筑生97	小林レディースクリニ ック	筑後市大字水田991番地1	21・4・1
遠生186	吉村整形外科クリニック	遠賀郡岡垣町野間2丁目7 - 5	21・6・1
遠生185	はら耳鼻咽喉科	遠賀郡水巻町頃末北4丁目7 - 3	21・6・1
筑紫生歯61	荒木歯科医院	筑紫野市石崎2丁目7 - 2	21・5・1
八女生歯59	横山歯科クリニック	八女市馬場360番地1	21・6・1
京生歯94	宮部歯科医院	築上郡築上町大字湊335 - 4	21・5・1
筑紫生薬67	ひかり薬局	筑紫野市原田2丁目6番18号	21・5・1
女生薬22	西川薬局広川店	八女郡広川町大字久泉527 - 5	21・5・1
遠生薬65	イルカ薬局 水巻店	遠賀郡水巻町頃末北4丁目7番 1号	21・6・1
遠生薬64	有限会社 安部薬局 ル ミエール店	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目15番 56号	21・6・1
遠生薬63	タカサキ薬局 岡垣店	遠賀郡岡垣町野間2丁目7番7 号	21・6・1
行生薬63	コスモス薬局 行事店	行橋市行事2丁目4番15号	21・5・1
小生訪2	アップルハート訪問看護 ステーション小郡	小郡市稲吉1350 - 10	21・5・1

福岡県告示第1070号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年6月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
大生歯87	中尾歯科医院	大牟田市本町4丁目7 - 2	21・5・1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕生324	とくなが子供クリニック	糟屋郡志免町大字南里29 - 4	21・4・30
像生35	御厨医院	宗像市田久1090 - 83	21・5・6
宰生75	耳鼻咽喉科たか野クリ ニック	太宰府市大佐野3丁目1 - 60	21・4・30
大野生53	医療法人喜和会喜多村ク リニック	大野城市錦町4丁目3 - 8	21・3・31
飯生206	センタービュークリニ ック	飯塚市吉原町6 - 1	21・3・31
春生歯16	五反田歯科医院	春日市天神山2丁目143	21・6・1
春生歯44	医療法人東友会歯科クリ ニックひがし	春日市春日原北町3丁目16 - 5 パーラースター2F	21・5・31
筑紫生歯6	荒木歯科医院	筑紫野市石崎2丁目7 - 2	21・4・30
行生歯33	毛利歯科医院	行橋市泉中央8丁目20 - 7	20・10・1
宰生薬27	芝原調剤薬局	太宰府市大字通古賀6 - 7 - 1	21・5・31
筑紫生薬38	漢方原田薬局	筑紫野市大字原田2丁目6 - 18	21・4・30

糸生薬47	志摩調剤薬局	糸島郡志摩町大字桜井2435 - 23	21・5・31
大生薬131	若葉薬局本町店	大牟田市本町2丁目7 - 4	21・5・1
行生薬36	コスモス薬局 行事店	行橋市行事2丁目4 - 15	21・4・30

福岡県告示第1071号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年6月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
幸生78	御笠クリニック	こにしクリニック	太宰府市御笠1丁目10番1号	21・5・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
田地生106	医療法人聖友会慈光医院	田川郡大任町大字今任原3401 - 116	田川郡大任町大字今任原3401 - 5	10・3・2
筑生歯24	下川歯科医院	筑後市大字和泉中181 - 1	筑後市大字和泉中89 - 1	21・5・8
飯生歯142	医療法人西歯科クリニック	飯塚市椿123 - 1	飯塚市秋松922 - 1	21・1・11
行生薬13	さかい調剤薬局	行橋市中央1丁目3 - 6	行橋市中央1丁目3 - 13	21・5・18
行生薬51	そうごう薬局 行橋西宮市店	行橋市西宮市2丁目4 - 8	行橋市西宮市2丁目2 - 8	21・4・1

直生訪4	あゆみ老人訪問看護ステーション直方	直方市大字山部491 - 15	直方市大字山部字喜藤太504	21・6・1
------	-------------------	-----------------	----------------	--------

福岡県告示第1072号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年6月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
田生マ5	辻 武彦（医療訪問マッサージ光）	田川市大字糺2153 - 1	21・3・2
飯生マ20	久恒伸行（福の神）	飯塚市相田3 - 189	21・4・28
田川生マ6	林今朝利（訪問マッサージひまわり施術所）	田川郡糸田町字山王平4059 - 2	21・6・1
大生柔53	石橋正基（おおむたシャキットステーション）	大牟田市久保田町1丁目4	21・5・16
飯生柔37	永山哲平（ながやま整骨院）	飯塚市西徳前9番24号	21・5・11
筑生柔19	北島麻衣（陽色整骨院）	筑後市大字馬間田1322	21・4・20
筑紫生柔41	妹川和志（杏整骨院 二日市）	筑紫野市二日市中央4丁目11 - 1 - 2 F	21・4・2
筑紫生柔42	北野拓也（杏整骨院 二日市）	筑紫野市二日市中央4丁目11 - 1 - 2 F	21・5・11
筑紫生柔43	大内田誠也（あさくら整骨院）	筑紫野市大字原田1 - 1 - 3	21・5・24

宰生柔16	妹川和志 (太宰整骨院)	太宰府市宰府2丁目7-6	21・4・2
宰生柔17	北野拓也 (太宰整骨院)	太宰府市宰府2丁目7-6	21・5・11
古生柔11	山下泰昌 (愉和整骨院)	古賀市舞の里3丁目5-1	21・6・4
朝倉生柔11	半田竜也 (はんだ整骨院)	朝倉市宮野1949-1	21・5・1
筑紫地生柔10	永松純一 (整骨院あすく)	筑紫郡那珂川町道善1丁目72-1	21・5・7
田川生柔12	湯野啓介 (よねだ鍼灸整骨院)	田川郡添田町大字庄952-2	21・4・10
田川生柔13	堀川勇治 (よねだ鍼灸整骨院)	田川郡添田町大字庄952-2	21・4・10
京生柔20	都留健二 (築城整骨院)	築上郡築上町大字築城168-9	21・5・1

福岡県告示第1073号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成21年6月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
田生マ3	早田 稔 (医療訪問マッサージ 光)	田川市大字糶2153-1	21・3・1
田川生マ4	川端勝則 (あおぞら訪問マッサージ)	田川郡川崎町大字川崎444-13	21・5・1
大生柔50	清水一寛 (おおむたシャキットステーション整骨院)	大牟田市久保田町1丁目4番	20・10・31

筑紫生柔37	竹藤 薫 (杏整骨院)	筑紫野市二日市中央4丁目11-1	21・4・2
宰府柔13	竹藤 薫 (太宰整骨院)	太宰府市宰府2丁目7-6	21・4・2
筑紫地生柔7	島崎 潤 (整骨院あすく)	筑紫郡那珂川町道善1丁目72番1号	21・5・7

福岡県告示第1074号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成21年6月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 小谷
- 2 区域の所在地 豊前市大字岩屋
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から12号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と12号とを結んだ線に囲まれた区域

市	大字	地番	標柱番号
豊前	岩屋	518番	1号
		417番	2号から4号まで
		409番	5号及び6号
		408番	7号及び8号
		397番	9号
		393番	10号
		385番	11号
		519番1	12号

福岡県告示第1075号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年6月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前) 特定非営利活動法人 ひまわり南区福祉会

(変更後) NPO法人いずみ福祉会

(2) 代表者の氏名

濱口 直子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区和田4丁目10番43号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神保健福祉を地域の人々と共に考え、精神障がい者を中心に広く障がい者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障がい者福祉の増進及び障がい者が安心して暮らせる街づくりの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1076号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年6月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 地域密着サービス エム

(2) 代表者の氏名

穴見 政道

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大野城市南ヶ丘1丁目2番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、県内高齢者に対して、高齢者の健康と生きがい作りに関する事業を行い、高齢者福祉の増進を図る活動に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1077号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年6月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人向野堅一顕彰会

(2) 代表者の氏名

向野 鉄朗

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県直方市殿町12番19号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、経済、美術文化活動等に優れた足跡を残した国際的実業家である向野堅一、直方市の産業や政治に貢献した向野菊次郎、向野齊、向野丈夫をはじめ、

向野家の史料に関する調査・研究および史料等による社会教育に関する事業を行い、市民の文化と教育の向上及び歴史的文化遺産を活用した地域活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1078号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年6月26日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営友枝地区土地改良（区画整理・農業用排水施設整備・農道整備）事業変更計画書の写し	平成21年6月26日から 平成21年7月27日まで	上毛町役場

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成21年6月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 処分をした年月日
平成21年6月12日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社橋本建設	行橋市東大橋3-17-17	中山 猛	平成19年8月30日 福岡県知事許可（特・般-19） 第26850号

有限会社 ひかる 商事建設	行橋市東大橋3-17-17	中山 光規	平成17年12月12日 福岡県知事許可（般-17） 第100506号
---------------------	---------------	-------	--

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

ア 株式会社橋本建設

平成21年6月26日から平成21年7月10日までの15日間

イ 有限会社ひかる商事建設

平成21年6月26日から平成21年7月10日までの15日間

4 処分の原因となった事実

(1) 株式会社橋本建設は、平成19年8月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

(2) 有限会社ひかる商事建設は、平成19年9月30日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公安委員会

福岡県警察本部告示第31号

個人情報保護窓口設置規程及び情報公開窓口設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年6月26日

福岡県警察本部長 田中 法昌

個人情報保護窓口設置規程及び情報公開窓口設置規程の一部を改正する告示

(個人情報保護窓口設置規程の一部改正)

第1条 個人情報保護窓口設置規程(平成18年3月福岡県警察本部告示第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表北九州市警察部個人情報保護窓口の項及び小倉北警察署個人情報保護窓口の項中「城内5番1号」を「大門1丁目6番19号」に改める。

(情報公開窓口設置規程の一部改正)

第2条 情報公開窓口設置規程(平成14年6月福岡県警察本部告示第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表北九州市警察部情報公開窓口の項及び小倉北警察署情報公開窓口の項中「城内5番1号」を「大門1丁目6番19号」に改める。

附 則

この告示は、平成21年6月29日から施行する。